

プロトコール名		調剤薬局疑義照会簡略化プロトコール
目的		院外処方箋発行患者における調剤上の疑義発生時に、患者の調剤・投薬待ち時間延長防止および疑義照会対応による医師の負担軽減を目的とする
医療の質	安全性に関する効果	事前協議において医師-調剤薬局間で相違ない処方内容確認ができ、不意のエラーによる投薬を防ぐことができる
	有効性に関する効果	調剤薬局における処方内容の確認作業が、より機能的に実施されることで医療の質の向上が期待できる
患者の視点	服薬アドヒアランスの確認	調剤薬局における残薬等の確認作業が、より機能的に実施されることで服薬アドヒアランスの向上が期待できる
	QOL	疑義照会の対象となる処方箋を発行された患者の投薬待ち時間が短縮されることにより、患者負担が軽減する
医療スタッフの視点	負担軽減	事前に医師・薬剤師が作成・合意したプロトコールに基づく対応をとることで、医師の疑義照会対応にかかる負担を軽減できる
経済的視点	医療費	残薬調整などにより、患者および社会的医療費負担を軽減することが出来る
方針		以下、3点について、当院受診患者に対して発行された院外処方箋を受付した調剤薬局側で、疑義照会不要で調整可能とする※1 ① 薬剤の銘柄変更(先発⇄ジェネリック、日本薬局方品) ② 残薬調整時等の処方日数、外用薬数量変更 ③ 薬剤の一包化 ※1 調剤薬局側から投薬後レポートの形式で報告するものとする
手順		【上記方針各①～③について、下記手順で実施する】 ① 薬剤の銘柄変更(先発⇄ジェネリック、日本薬局方品) 1. 調剤薬局が当院受診患者に対して発行された院外処方箋を受付した際に、当該調剤薬局の在庫等を勘案して、薬剤の銘柄変更(先発⇄ジェネリック、日本薬局方品)を任意に実施する 【※ただし、メサラジン製剤(ペンタサ®、アサコール®、リアルダ®)は先発品名で処方せん記載がある場合は原則として変更不可とする】 2. 調剤薬局は、処方変更した旨を当院薬剤部へレポート等にてFAXを用いて報告する 【※調剤薬局による銘柄変更に関しては、当院薬剤部でのオーダー修正は実施しない】 ② 残薬調整等の処方日数、外用薬数量変更 1. 調剤薬局が当院受診患者に対して発行された院外処方箋を受付した際に、残薬確認を実施する 2. 1.で残薬を確認した際、調剤薬局側が最も長い処方日数または次回受診日などを確認し、残薬を加味して左記に足る日数までに処方日数を短縮する (次回受診時の処方漏れを防ぐため、残薬が多数ある場合でも処方Rp.の削除は行わず、最短でも1日分の日数調整とする) 3. 調剤薬局は、残薬調整等により処方日数を変更した旨を当院薬剤部へレポート等にてFAXを用いて報告する 4. 当院薬剤部は受診したFAXから、オーダーリングシステムにて当該患者の処方日数を調整し、電子カルテ上に記録を残す 【※IBDセンター処方の日数調整は原則として疑義照会を行う】 ③ 薬剤の一包化 1. 調剤薬局が当院受診患者に対して発行された院外処方箋を受付した際に、患者へ錠剤等の一包化希望を確認する 2. 1.で患者からの希望を受けた場合、調剤薬局は一包化にて薬剤を投薬する 3. 調剤薬局は、投薬を一包化にて実施した旨を当院薬剤部へレポート等にてFAXを用いて報告する 4. 当院薬剤部は受診したFAXから、オーダーリングシステムにて当該患者の処方内容に一包化コメントを追加し、電子カルテ上に記録を残す
ガイドライン		1. 「厚生労働省医政局長通知(医政発0430第1号)「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」日本病院薬剤師会による解釈と実践事例」(日本病院薬剤師会) 2. プロトコールに基づく薬物治療管理(PBPM)の円滑な進め方と具体的実践例(日本病院薬剤師会)
備考		[プロトコールの院内合意] 2022年5月10日診療部長会議、2022年5月16日幹部会議での承認を得て、関係部署へ周知の上、2022年6月1日から実施